

女川原発再稼働差止訴訟へのご支援のお願い

2021年 9月 女川原発再稼働差止訴訟原告団団長・原伸雄

私たちは、現在、仙台地方裁判所において東北電力を被告として女川原発差止訴訟を提起している原告団です。東北電力は2023年3月の安全工事完了後に女川原発2号機の再稼働を目指していますが、女川原発周辺住民の命と健康・ふるさとを守るために、「避難計画に実効性が全く無い」ことに着目し、一昨年の仮処分申立に続き、訴訟提起し闘っています。

仮処分裁判では、県知事・石巻市長に対して「再稼働に同意しない」ことを求めましたが、仙台地裁も仙台高裁も、避難計画の実効性については、全く審理しないまま、「同意と再稼働を同一視できない」「住民の命と健康に危険を及ぼすのは東北電力の再稼働」等を理由に棄却決定を出しました。

これを受け私たちは、避難計画の実効性の有無について、再稼働の前に、第三者・裁判所の判断を示させなくてはならないと考え、東北電力を相手に本訴訟を提起したのです。

折しも、東海第二原発の差止訴訟につき水戸地方裁判所が「避難計画の現状では再稼働してはならない」との判決を出しました。

私たちの弁護団が連携している福島県浪江町の「ふるさとを返せ、津島原発訴訟」につき福島地裁郡山支部において、さらには仙台高裁における「福島生業訴訟」においても、国と東電を明確に断罪した判決が出されました。こうして福島原発賠償の裁判では、国と東電の責任を認める流れが主流となりつつあります。

私たちの再稼働差止訴訟でも、水戸地裁に続き「この避難計画の下での再稼働は許されない」との仙台地裁判決を勝ち取り、この流れを宮城の地からつくり出したいと頑張っているところです。つきましては、下記についてご支援・ご協力を心からお願い致します。

記

1、第1回口頭弁論期日が11月8日(月)午後3時～仙台地裁101号法廷と決まりました。

- 避難計画の実効性について多くの県民が裁判所の判断に注目しています。
- 「再稼働NO!」の多数の県民の意思を示す場にするために多数のご参集をお願いします。
- 2時半集合で、仙台地裁前の三角公園へ。
- ※ 一番大きな法廷ですが、傍聴制限で全員が入れないこともあります。
【4時からの弁護士会館4階の報告会】への合流をお願いします。

2、各種の集まりの機会に、裁判についての報告の時間をとって下さい。

原告団がお伺いさせていただきますので、お声掛け下さい。

【連絡先】 原告団事務局長・日野正美（090-7932-4291）

3、裁判支援カンパについては： 郵便振替口座 02250-6-118564

口座名義 門間 弘（原告団会計）通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」とご記入を。

【秋には、県知事選挙・総選挙もあります。県民世論を高めて再稼働を必ず止めましょう】